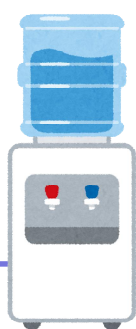


消費生活センターだより

第124号
令和7年2月

ウォーターサーバーの契約はよく確認！

ショッピングセンター等でウォーターサーバーの勧誘をされて契約してしまい、トラブルになったという相談が増えています。



とってもお得です。

(ミネラルウォーターを大量に送りつけます。解約金は10万円です。)

【事例】

・ショッピングモールのイートインコーナーでミネラルウォーターとウォーターサーバーの勧誘を受けた。「サーバーのレンタル料は2年間無料、水の配達料は初回無料、好きな時に配達をやめられる」と言われ、お得だと思い申し込んだ。解約や故障時の対応についての説明はなく、「重要事項説明書や説明書は、後で読んでくれればよい。困ったときはお客様窓口に相談できる」と言われ、そのまま契約した。ウォーターサーバーと初回の水が届いて使い始めたが、2週間後に2回目の水が届いてしまい、使い切れず、溜まってしまった。お客様窓口に連絡し、配達期間を1ヶ月に伸ばすように伝えたが、3回目の水が2週間後に届いた。要望を聞き入れてもらえないなら、サーバーの契約自体をやめたいと思い、再度、お客様窓口に連絡すると「2年以内の解約は違約金10万円がかかる。契約書や重要事項説明書にも書いてある」と言われた。契約時にそんな説明はなかった。

～アドバイス～

- ・ショッピングモール等で不意に勧誘され、よく理解できないまま契約させられてしまったという相談が寄せられています。特に「説明より月額が高かった」「短期間でやめようとしたら高額な違約金がかかった。」など、後でトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・強引に契約を迫ったり、契約を急がせたりする業者と契約してはいけません。不要な場合は、はっきり断りましょう。
- ・ウォーターサーバーの購入やレンタルをする場合は、複数の事業者を比較し、また、契約書面をよく確認しましょう。主な確認事項は、機能や価格、レンタルまたは購入、故障対応、解約する際の違約金などです。自分の使い方に合わせてよく検討し、わからないことがあれば、事業者に質問しましょう。
- ・事業者とトラブルになったり、不安に感じたら、消費者ホットライン（188）や消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019